

第19回世田谷区農業委員会総会

日：令和4年2月18日（金）

場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

第19回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和4年2月18日（金）午後4時から

開催場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 宍戸幸男、大塚信美、石井朝康、海老澤健、岩本敏行、三田浩司、橋本正志、野島秀雄、細井誠一、志村秀典、植松智、加々美栄一、鈴木利彰、石井勝、宮川喜久、本澤絢子、いたいひとし、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：会長職務代理者 高橋昌規、苅部嘉也

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 荒井広司、主事 吉田健彦、主事 岡田英朗、主事 関智秋

会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当なし】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・特定農地貸付法に基づく市民農園事業計画変更の申し出について
5. 協議事項
 - (1) 令和4年4月の総会日程（案）について
 - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
6. 報告事項
 - (1) 「農作業体験塾（春）」の開催について
 - (2) ふれあい農園「たけのこ掘り」の開催について
7. その他
8. 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、委員の皆様おそろいになりましたので、ただいまより第19回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

本日、こちらの委員会室ですが、4時から6時までお借りはしていますが、こちらの庁舎の1階が5時半で閉鎖になりまして、それ以降は地下1階からお帰りになっていただくということと、駐車場が5時45分で閉鎖になるということですので、できるだけ速やかな進行にご協力をお願いいたします。

(配付資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長

(会長挨拶)

では、本日の農業委員会総会ですが、審議事項が16項目、そして協議事項、報告事項、その他を含めまして5項目ございますが、先程もお話にございましたが、今日は終わりの時間が決まっておりますので、スムーズに進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日は高橋昌規職務代理、荻部嘉也委員が欠席されておりますが、過半数以上となりますので、本総会が成立することを報告させていただきます。

また、本日の署名委員ですが、宮川喜久委員、本澤絢子委員をお願い申し上げます。

それでは、次第4の議案の審議に入りたいと思っております。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が1件、第5条が2件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは初めに、4条、5条のご説明をさせていただきます。まず、農地を住宅等にする場合等は農地法第4条の手続が、農地を農地以外のものにする場合、かつ、所有者の変更がある場合は第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないとなっております。

この届出については会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

それでは、資料No.1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。
受付番号3-4-11。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No.2-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-28。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No.2-2をご覧ください。

受付番号3-5-29。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

それでは、続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願が1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が7件、特定農地貸付法に基づく承認申請が1件、農地法第3条の3届出の報告が1件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するという性格のものです。

それでは、資料No.3をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいた

します。

○海老澤委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

以上で、相続税納税猶予に関する適格者証明願について、審議を終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてです。

この証明願について簡単にご説明させていただきます。生産緑地には転用の制限がありますが、その制限は、区に生産緑地の買取り申出を提出し、都、区が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合から3か月が経過すると解除されます。買取り申出につきましては、生産緑地指定の告示日から30年が経過した場合、主たる従事者が死亡するか農業に従事することが不可能になった場合に申し出ることができるのですが、その際に、農業委員会の発行する主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者であったことを確認いただいております。

それでは、お手元の資料No.4-1をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました三田浩司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○三田委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 4-2をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件について意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わりま

す。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議いたします。

1 件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました大塚信美委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○大塚委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.5-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

次の案件ですが、同一場所で相続人の違う案件ですので、続けて読ませていただきます。

資料No.5-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました三田浩司委員、調査結果の報告をお願いいた

します。

○三田委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、4件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.5-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました岩本敏行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○岩本委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がありましたら、お願いします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、5件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.5-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました岩本敏行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○岩本委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、6件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.5-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、7件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.5-7をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○海老澤委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

以上で引き続き農業経営を行っていく旨の証明願についての審議は終わります。

次に、特定農地貸付法に基づく市民農園事業計画変更の申し出について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.6をご覧ください。特定農地貸付法に基づく市民農園事業計画変更の申し出についてでございます。

こちら、いわゆる園主主導型市民農園になります。令和元年7月の総会で、特定農地貸

付法に基づく承認を受け、昨年令和3年3月の総会で区画の増加に伴う承認を受けております。昨年度は28区画から42区画へと大規模な区画数の変更だったため、新規申請と同様の手続を要しましたが、今回は面積割合が5分の1以下のため、軽微な変更として、区市町に届けば足りるというふうになっております。これは、事業計画の変更という形で世田谷区長へ届けられたものとなります。

それでは、内容をご説明いたします。資料No.6をご覧ください。特定農地貸付法に基づく市民農園事業計画変更の申し出について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました宮川喜久委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○宮川委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、特定農地貸付法に基づく市民農園事業計画変更の申し出については終了いたします。

次に、農地法第3条の3届出の報告について、3条の3届出は専決事項となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.7をご覧ください。農地法第3条の3に基づく届出についてでございます。

まず、参考までに簡単に説明させていただきますと、この3条の3については、農地法第3条の例外規定であり、その相続や時効等により、農地を農地として取得した場合は農業委員会に届出さえ行えばよいと定められております。

それでは、読ませていただきます。資料No.7、第3号議案農地法第3条の3に基づく届出について。専決処理のため、報告のみとさせていただきます。

受付番号04-01、04-02。

(事務局より、届出内容などについて説明)

事務局からの報告は以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、農地法第3条の3届出の報告については終了いたします。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和4年4月の総会日程(案)についてを審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.8、令和4年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

次回の総会開催日時について、3月31日木曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎、最初は3階産業プラザ協議室ということで協議させていただいたのですが、新型コロナウイルスワクチンの職域接種を実施することになりまして、会場を、三軒茶屋分庁舎に変わりはございませんが、2階のセミナールームへの変更をご協議いただきたいと思います。

また、令和4年4月の開催日時につきましては、4月28日木曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室での開催を予定しております。こちらのご協議をお願いいたします。

なお、令和4年度の総会の予定につきましては、こちらに記載の日を予定してございますので、皆さん、ご予約の方をお願いしたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 この件について質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、総会日程については、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 では、案のとおり決定いたします。

次に、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼について協議いたします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、生産緑地の取得のあっせん依頼についてご説明をさせていただきます。

す。資料はNo.9でございます。

こちらは先月の農業委員会総会において、主たる従事者証明願について農業委員会の皆様に審議いただき、証明書を発行した案件でございます。

2月18日付で買取申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけたのですが、買取申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。買取申出から3か月経過して所有権の移転が行われなときは、生産緑地における行為の制限が解除となります。農業従事者の方で買取希望がある場合につきましては、都市農業課までご連絡をお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 質問がないようですので、この件については終了いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(3)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.10をご覧ください。「農作業体験塾(春)」の開催についてのご案内です。内容につきましては、お配りいたしました資料のとおりでございます。周知方法につきましては、3月1日発行の区のおしらせ及び区のホームページで案内をさせていただきます。

続きまして、No.11をご覧ください。ふれあい農園「たけのこ掘り」の開催についてのご案内です。内容につきましては、お配りいたしました資料のとおりでございます。周知方法につきましては、3月15日発行の区のおしらせ及び区のホームページにて案内をさせていただきます。

事務局からの報告は以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、報告事項を終了いたします。

次第7のその他について、何かございますでしょうか。

○事務局 先月宿題をいただきました建築について、今、事務局の方で調査をしております。もう少しお時間をいただきますので、来月、詳細についてご報告できればと思っております。

りますが、ちょっと現状の進捗状況についてご説明申し上げます。

まず、建築についての流れなんです。まずそういったご相談があれば、農業委員会事務局で農地法、それから生産緑地法上可能かどうかを判断いたしまして、建築審査をご案内する形となります。その中で、開発に該当するかを含め、建築審査課の方と相談という形、これが基本的な流れとなります。

今回、東大和市の事例を確認しましたが、同様な手続を踏んでおりました。

現在、建築関係部署に取材を行ってございまして、この先、国税を含めましてヒアリングを予定しております。来月の総会では少しまとまった形でご報告ができればと思っております。

取りあえず、以上、進捗状況のご報告です。

○事務局 そのほかに何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 特にないようですので、本日の農業委員会の総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、本日は高橋職務代理がないので、江頭勝事務長より閉会の挨拶をお願いいたします。

○事務局

(事務長挨拶)

この議事録は、令和4年2月18日(金)開催の第20回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男